

奈良県告示第二百七十四号

昭和三十九年十月奈良県告示第三百十三号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、平成二十六年十一月一日から施行する。

平成二十六年十月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第一の一を次のように改める。

- 一 区 域 山添村内の県道助命下萩線と山添村道上深川く北野桃香野線との交点を起点とし、同所から同村道を北進し、奈良市道上深川北野桃香野線との交点に至り、同所から同市道を北進し、山添村道上深川く北野桃香野線との交点に至り、同所から同村道を北進し、主要地方道奈良名張線との交点に至り、同所から同県道を東進し、山添村道助命く北野線との交点に至り、同所から同村道を南進し、県道神野山公園線との交点に至り、同所から同県道を南進し、県道助命下萩線との交点に至り、同所から同県道を西進し、起点に至る一円の区域（別紙表示の区域）

第一の二及び第二の二中「平成六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで」を「平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで」に改める。

第三の一中「花折れ塚」を「花折塚」に改め、第三の二中「平成六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで」を「平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで」に改める。